

浜松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 元年度の 人件費率
2年度	人 799,966	千円 440,426,166	千円 6,480,255	千円 81,429,157	% 18.5	% 22.7

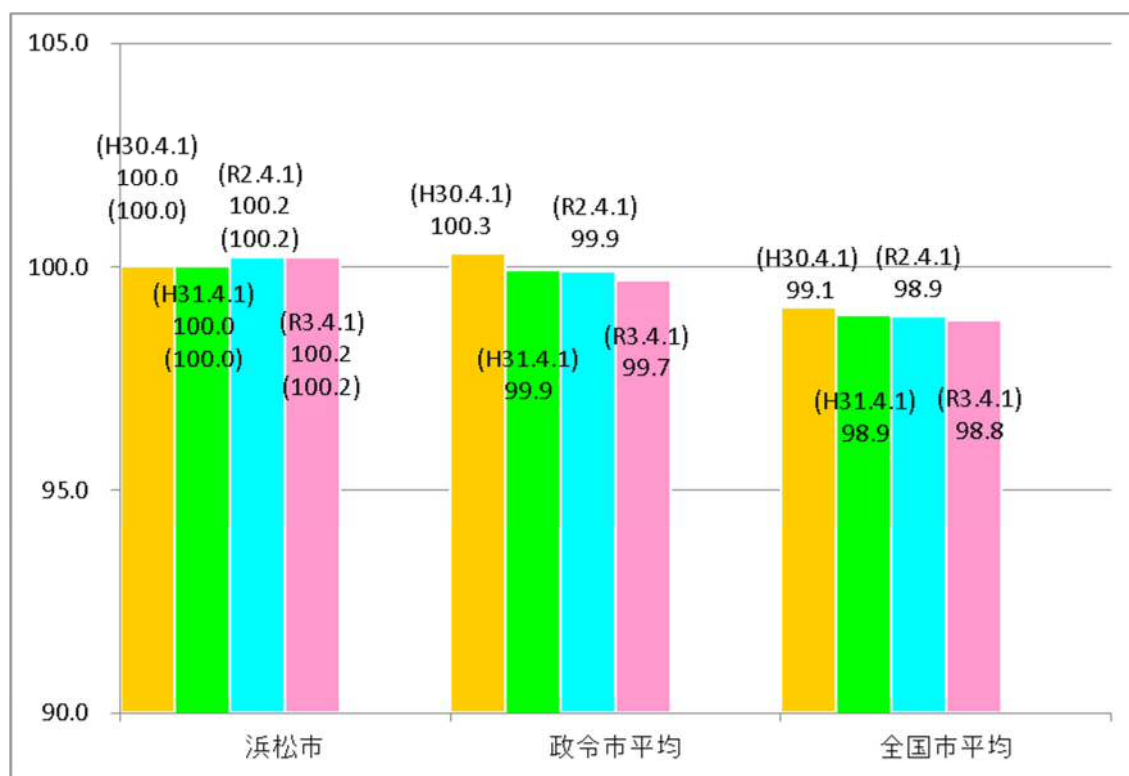
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参 考) 指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 8,329	千円 36,218,386	千円 5,766,237	千円 14,365,893	千円 56,350,516	千円 6,766	千円 6,891

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

- 職員数については、令和2年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較する

ため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
3年度	円 371,672	円 371,718	△46円 (△0.01%)	改定なし	改定なし	改定なし

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
3年度	月 4.25	月 4.40	月 0.15	月 4.25	月 4.25	月 4.45

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%の引き下げ。若年層については、引き下げなし。高齢層については最大4%程度の引き下げ。激変緩和のため、3年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

※公民の給与水準の均衡を図るため、当分の間、行政職給料表及び教育職給料表について給料表の給料月額に100分の1.82を乗じて得た額を加算し、給料月額として支給。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、浜松市においても3%を支給。

医師に係る地域手当を現行の15%から16%に引き上げ。

（実施時期）平成28年4月1日から実施。

（参考）

	平成 26年 度の 支給 割合	平成27年度の 支給割合		平成28 年度の 支給割 合	平成29 年度の 支給割 合	平成30 年度の 支給割 合	令和元 年度の 支給割 合	令和2 年度の 支給割 合	令和3 年度の 支給割 合
		4月1 日時 点	遡及 改定 後						
国基準 による 支給割 合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%
浜松市 の支給 割合	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

- ・ 公民の給与水準の均衡を図るため、当分の間、行政職給料表及び教育職給料表について給料表の給料月額に100分の1.82を乗じて得た額を加算し、給料月額として支給。
- ・ 55歳を超える職員について、標準の成績では昇給しない措置を実施。
- ・ 55歳を超える職員に対する給与の減額措置を平成31年3月31日をもって廃止。
- ・ 単身赴任手当の基礎額及び加算額の限度額を引き上げ。
- ・ 管理職員特別勤務手当について、平日に勤務した場合においても支給することができるよう支給要件を拡大
- ・ 退職手当水準の公民均衡を図るため、国に準じて退職手当の調整額を引き上げ。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	42.6歳	329,800円	397,860円	364,167円
静岡県	42.7歳	332,600円	433,303円	370,306円
国	43.0歳	325,827円	—	407,153円
類似団体	41.8歳	319,200円	435,265円	379,190円

② 技能労務職

区分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	50.9歳	181人	357,500円	399,385円	379,821円
うち清掃職員	52.5歳	79人	359,200円	420,083円	384,032円
うち学校給食員	50.1歳	52人	357,300円	381,390円	375,338円
うち用務員	49.7歳	38人	355,000円	383,390円	377,923円
その他	48.5歳	12人	354,900円	391,755円	377,527円
静岡県	54.3歳	135人	299,200円	345,746円	318,803円
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円
類似団体	51.1歳	974人	314,854円	394,657円	368,165円

区分	民間			参考 A / B
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
清掃職員	廃棄物処理業従業員	46.6歳	304,600円	1.38
学校給食員	調理士	43.4歳	266,000円	1.43
用務員	用務員	50.3歳	235,200円	1.63

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
清掃職員	6,807,823円	4,236,800円	1.61
学校給食員	6,343,499円	3,502,000円	1.81
用務員	6,367,502円	3,186,100円	2.00

※民間データは、厚生労働省の賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成30年～令和2年の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。平均給与月額(A) × 12 + 4(1) 期末・勤勉1人当たり平均支給額(2年度)で算出

③ 税 務 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	42.2歳	321,800円	402,492円	350,291円
都道府県	42.8歳	313,072円	388,363円	355,067円
国	42.6歳	356,097円	—	432,622円
類似団体	41.8歳	308,725円	416,819円	360,567円

④ 福 祉 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	37.0歳	290,000円	311,837円	305,720円
都道府県	40.8歳	317,353円	411,967円	352,559円
国	43.9歳	335,424円	—	385,774円
類似団体	38.6歳	287,241円	365,948円	331,573円

⑤ 医師・歯科医師職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	54.9歳	544,000円	1,031,513円	833,972円
都道府県	44.3歳	452,414円	965,343円	822,119円
国	53.0歳	508,818円	—	843,232円
類似団体	49.3歳	498,269円	1,071,488円	864,477円

⑥ 看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	41.6歳	321,100円	370,783円	342,518円
都道府県	40.8歳	311,345円	421,056円	352,396円
国	47.6歳	319,112円	—	357,517円
類似団体	40.3歳	307,977円	434,041円	357,829円

⑦ 消 防 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
浜松市	38.8歳	310,100円	387,721円	346,442円
類似団体	39.3歳	305,276円	427,294円	364,659円

⑧ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浜松市	45.6歳	387,000円	438,469円
静岡県	43.6歳	379,800円	438,382円
類似団体	44.2歳	363,471円	443,239円

⑨小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
浜松市	42.2歳	357,600円	393,800円
静岡県	42.2歳	363,100円	410,064円
類似団体	40.8歳	343,442円	412,111円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		浜 松 市	静 岡 県	国
一般行政職	大学卒	192,134円	192,266円	182,200円
	高校卒	157,719円	157,827円	150,600円
技能労務職	高校卒	166,272円	155,586円	—
	中学卒	150,591円	142,544円	—
消防職	大学卒	192,134円	—	—
	高校卒	157,719円	—	—
高等学校 教育職	大学卒	214,636円	214,784円	—
	高校卒	—	169,239円	—
小・中学校 教育職	大学卒	214,636円	214,784円	—
	高校卒	—	169,239円	—
幼稚園 教育職	大学卒	192,134円	—	—
	高校卒	157,719円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,708円	346,795円	389,277円	416,237円
	高校卒	241,288円	309,329円	350,669円	369,223円
技能労務職	高校卒	—	—	347,138円	362,988円
	中学卒	—	—	325,264円	356,410円
消防職	大学卒	272,913円	349,038円	385,681円	405,066円
	高校卒	236,617円	316,872円	351,620円	373,251円
高等学校 教育職	大学卒	330,490円	400,314円	428,954円	422,563円
小・中学校 教育職	大学卒	320,509円	405,634円	425,394円	432,937円
幼稚園 教育職	短大卒	254,702円	321,119円	356,695円	370,675円

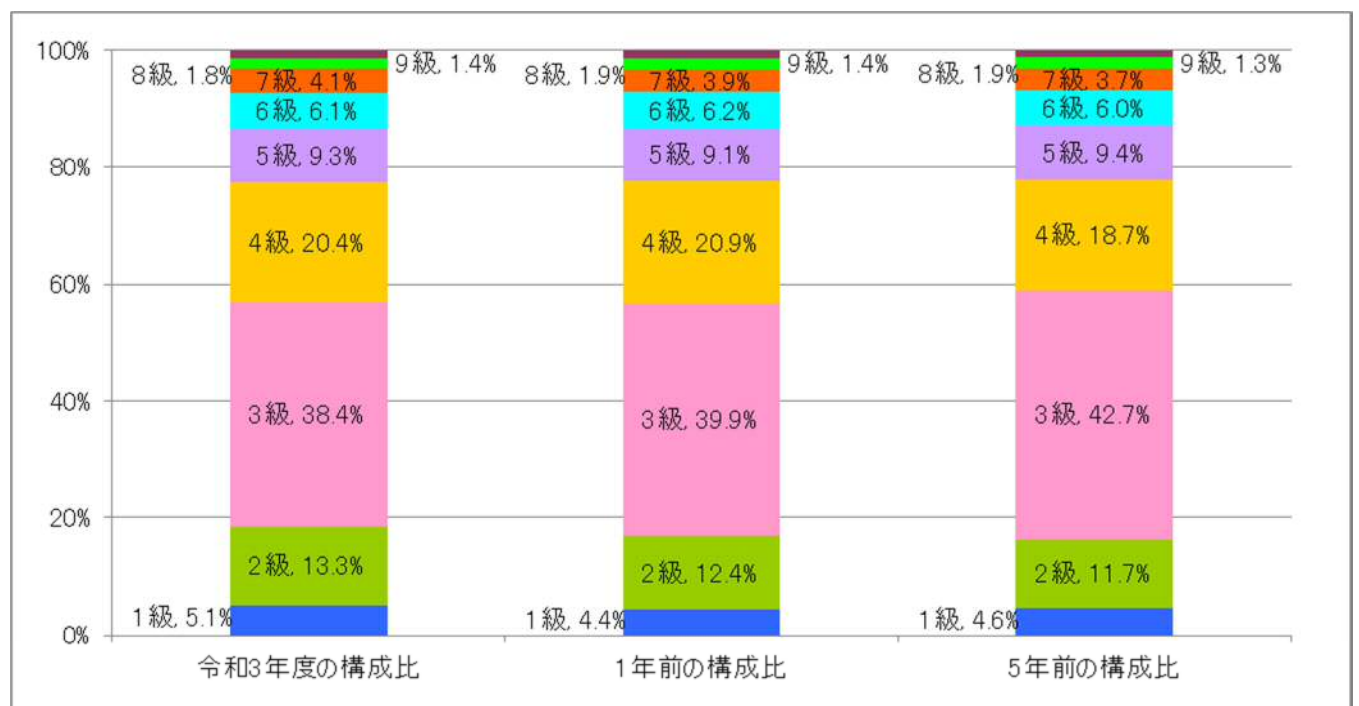
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

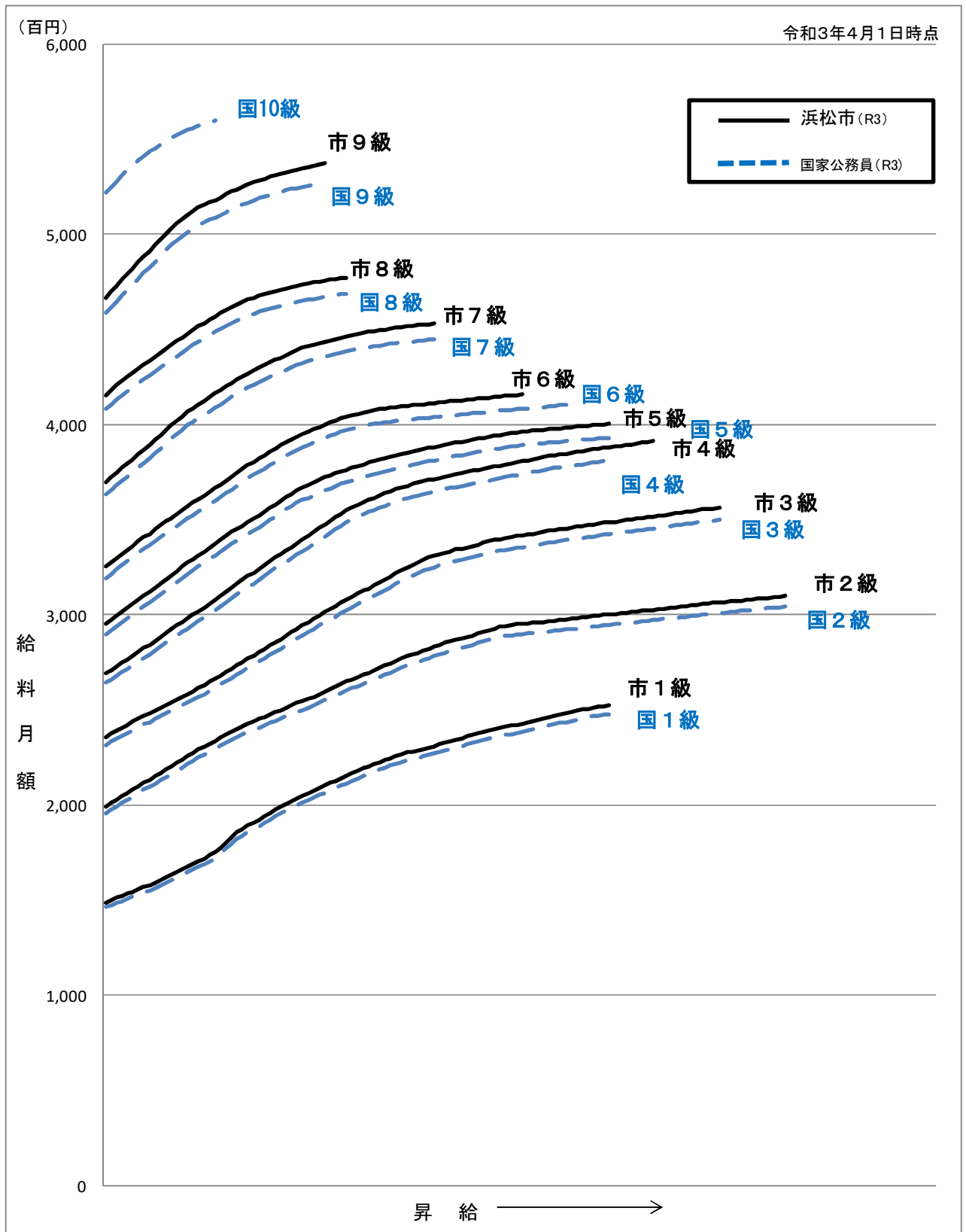
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1級	事務職員 技術職員	136人	5.1%	148,759円	252,106円
2級	事務職員 技術職員	358人	13.3%	199,058円	309,736円
3級	主任	1,031人	38.4%	235,713円	356,370円
4級	区課長補佐 副主幹 副技監	548人	20.4%	269,008円	391,192円
5級	本庁課長補佐 主幹 技監	250人	9.3%	294,972円	400,152円
6級	区課長 専門監	165人	6.1%	325,009円	415,629円
7級	本庁課長 担当課長 副参事	111人	4.1%	369,504円	452,997円
8級	危機管理監代理 次長 副区長 参事	49人	1.8%	415,527円	477,128円
9級	危機管理監 部長 担当部長 会計管理者 区長 都市政策調整官 参与	38人	1.4%	466,742円	537,100円

(注) 1 浜松市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

浜 松 市	静 岡 県	国
1人当たり平均支給額(2年度) 1,767千円	1人当たり平均支給額(2年度) 1,723千円	—
(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.5月分 1.9月分 (1.4)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55月分 1.9月分 (1.45)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 5～20%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 20～25%	(加算措置の状況) 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和3年4月1日現在）

浜 松 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2～45%加算)		
1人当たり平均支給額2,323千円			22,232千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		1,145,024千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		127,182円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
浜松市	3.0%	8,996人	3.0%
東京都23区	18.0%	7人	20.0%

（注）支給職員1人当たり平均支給年額及び支給対象職員数には、再任用職員（短時間勤務）を含む。

(4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		368,272千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		152,918円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		25.5%		
手当の種類（手当数）		17種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度決算）	左記職員に対する 支給単価
調査収納手当	支給対象業務に従事した者	市税の調査、検査、滞納整理に従事したとき。 滞納整理、滞納処分業務に従事する者として所属長が指定したものが国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、清算金の滞納整理に従事したとき。	7,861千円	日額150円
		出張して次の業務に従事したとき。 (1)市税の調査、検査 (2)市税、国保料、介護保険料、清算金の滞納整理 (3)市税、国保料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、清算金の滞納処分		(1)日額350円 (2)日額500円 (3)日額600円
	支給対象業務に従事した者	出張して汚水処理施設の未納使用料、市営住宅の未納家賃、住宅資金貸付償還金の納付督促、又は収納業務に従事したとき		日額200円
社会福祉業務手当	支給対象業務に従事した職員	行旅病人の保護業務に従事したとき	6,760千円	1件につき1,100円

	支給対象業務に従事した職員	行旅死亡人の取扱業務に従事したとき		1件につき2,400円
	福祉事務所等に勤務する保健師	出張して社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき		日額330円
	査察指導員、社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等	社会福祉の相談、指導、保護等の業務に従事したとき		(1)日額200円 (2)出張の場合 日額450円
医療保健業務手当	医師、歯科医師	医療に関する業務に従事したとき	19,687千円	(1)月額159,100円 (2)主として診療行為に従事したとき 月額216,000円
	保健所等に勤務する保健師	出張による疾病患者の保健相談、指導業務等に従事したとき		日額330円
	保健所等に勤務する精神保健相談員	精神保健相談又は指導の業務に従事したとき		(1)日額200円 (2)出張の場合 日額450円
	保健所に勤務する職員	出張して犬の捕獲・引取作業に従事したとき		日額1,200円
有害物取扱手当	佐久間病院等に勤務する職員のうち衛生検査の業務に従事するもの、生活衛生課等に勤務する職員又は南清掃事業所等に勤務する職員のうち水質等の検査業務に従事するもの	身体に有害なガスの発生を伴う業務、特に危険を有する薬品等の取扱業務、危険な病原体を取り扱う業務に従事したとき	1,264千円	日額290円
防疫作業手当	支給対象業務に従事した職員	感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症）患者の移送・感染症の防疫作業、開放性結核患者の予防救治の業務に従事したとき	150千円	(1)1件につき450円 (2)一類感染症等の場合1件につき600円
	支給対象業務に従事した職員	狂犬病予防注射の補助作業に従事したとき		日額300円
	支給対象業務に従事した職員	家畜伝染病の防疫作業に従事したとき		日額330円

新型コロナウイルス感染症防疫等作業手当	支給対象業務に従事した職員	新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある作業（検体採取の補助、検体の搬送、PCR検査業務）に従事したとき	8,112千円	日額3,000円 2h未満 日額1,500円
	支給対象業務に従事した職員	職員が新型コロナウイルス感染症に感染するおそれがある作業（患者等へ直接接して行う調査、診察、検体の採取、患者等の搬送作業、看護業務）に従事したとき。		日額4,000円 2h未満 日額2,000円
看護実習手当	看護教員	看護実習の指導業務に従事したとき	494千円	日額400円
夜間等特殊業務手当	佐久間病院の看護業務及び夜間救急室の夜間救急診療業務に従事する看護師以外の職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したとき	77,558千円	全部深夜 1回1,100円 一部深夜 1回730円（2h未満1回410円）
	夜間救急室及び佐久間病院に勤務する看護師	深夜において看護業務（正規の勤務時間による勤務に限る。）に従事したとき		全部深夜 1回6,800円 一部深夜 4h以上 1回3,300円 2h以上4h未満 1回2,900円 2h未満 1回2,000円
環境衛生手当	清掃事業所等に勤務する職員	清掃工場の機械・設備の操作、保守点検等の現場作業に従事したとき	31,046千円	日額750円
	清掃事業所等に勤務する職員	清掃工場内のストックヤード、ピット内での作業、資源物の処理施設・保管施設で行う現場作業その他市長の定める作業に従事したとき		日額660円

	清掃事業所等に勤務する職員	出張して廃棄物の収集運搬等の清掃作業に従事したとき		日額1,320円
	衛生工場に勤務する職員	衛生工場の投入槽・散気管等の清掃、機械・設備の保守点検等の現場作業に従事したとき		日額1,050円
	環境衛生指導員	産業廃棄物処理の指導業務に従事したとき		(1)日額150円 (2)出張の場合 日額250円
	支給対象業務に従事した職員	出張して公害の調査・検査、し尿浄化槽の立入検査業務に従事したとき		日額250円
特殊作業手当	食肉地方卸売市場に勤務する職員	場内の清掃・設備の保守点検等の現場作業に従事したとき	2,060千円	日額1,000円
	動物園に勤務する職員	猛獣の飼育に従事したとき		日額320円
交渉手当	支給対象業務に従事した職員	出張して公共用地取得の業務、移転補償の業務、登記業務、道路等の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき	316千円	日額300円
特殊現場作業手当	支給対象業務に従事した職員	地上又は水面上5メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督、揚重機の検査等の業務に従事したとき	44千円	(1)日額220円 (2)20メートル以上の箇所の場合320円
	支給対象業務に従事した職員	埋蔵物の発掘作業に従事したとき		日額150円

災害応急作業 手当	支給対象業務に従事 した職員	職員が、異常な自然現象または大規模な事故により重大な災害が発生し、もしくは発生するおそれがある道路、河川等の現場において行う巡回監視または当該現場における重大な災害の発生した箇所もしくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業もしくは応急作業のための災害状況の調査(以下「応急作業等」という)に従事したとき ① 巡回監視 ② 応急作業等	250千円	日額600円(巡回監視業務) 日額910円(応急作業等)
消防勤務手当	消防職員	災害時における消防自動車の緊急走行運転に従事したとき	29,928千円	1当務170円(大型消防自動車は340円)
	消防職員	危険又は困難を伴う消防自動車の機関員の業務(災害時におけるものを除く。)に従事したとき		1当務170円(大型消防自動車は340円)
	消防職員	地上又は水面上5メートル以上の箇所における1時間以上における1時間以上における消火等の作業に従事したとき		日額240円
	消防職員	災害時における危険を伴う業務に従事したとき		1回200円
	消防職員	救急救命業務に従事したとき		1回200円(救急救命士が特定行為に従事したとき510円)

	消防職員	救助隊の業務に従事したとき		1 当務 300円（大型消防自動車の機関員業務は 640円、その他の消防自動車の機関員業務は 470円）
	消防職員	山岳救助隊の業務に従事したとき		日額 600円
	消防職員	潜水用具を着用して行う潜水作業に従事したとき		1 時間 540円
教育特殊業務手当	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で、次に掲げるもののうち休日等で 4 時間以上又はその他の日で正規の勤務時間を超えて 4 時間以上（(3)の場合それぞれ 2 時間以上）のとき (1)非常災害時における生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 (2)生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 (3)生徒に対する緊急の補導業務	138,898千円	(1)日額 8,000円 （被害が特に甚大な非常災害の際 16,000円） (2)日額 7,500円 (3)日額 7,500円
	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	修学旅行、林間・臨海学校等において生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うものに従事した場合であって、当該業務に従事した時間が 4 時間以上のとき		日額 5,100円

	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うものであって、当該業務に従事した時間が4時間以上するとき		日額 5,100円
	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	学校の管理下の部活動における生徒に対する指導業務で週休日等に行うもののうち正規の勤務時間以外の時間等において当該業務に従事した時間が引き続き4時間以上するとき		日額 3,600円
	小・中学校及び市立高等学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	入学試験における受験生の監督、採点又は合格判定の業務で週休日等に行うものであって、4時間以上又はその他の日で正規の勤務時間を超過して4時間以上するとき		日額 900円
教育業務連絡指導手当	小・中学校及び市立高等学校の教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、図書主任及び総務主任	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務に従事したとき	42,561千円	日額 200円
多学年学級担任手当	小・中学校の教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手	2の学年の児童又は生徒で編成されている学級を教育委員会が別に定める時間数以上の当該学級における授業又は指導に従事したとき	831千円	日額 290円

※ 特殊勤務手当の見直しについて

平成17年に総務省が実施した行政改革に向けた重点見直しで「今後の行政改革を推進する過程で多面的に検討すべき手当」として位置付けられた環境衛生手当（衛生工場の現場作業、し尿浄化槽検査等）、特殊現場作業手当（清掃、現場作業等）、不快手当（汚泥、し尿処理等）等の一部について、引き続き、制度の趣旨や支給の妥当性などを検証し、手当の趣旨に合致しないものについて見直しに取り組んでいきます。

このほか、国との比較において類似の手当については、支給額等の引き下げなど国に準拠した見直しに取り組んでいきます。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	1,017,334千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	203,997円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）
扶養手当	(1)子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 (2)子以外の扶養親族 6,500円 行政職8相当 3,500円 ※9級相当支給なし	同	なし	849,534千円	260,035円
住居手当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて算出した額。ただし、25,700円限度	異	国の限度額は28,000円	452,314千円	301,543円
通勤手当	(1)交通機関などを利用して通勤する職員 運賃等相当額。ただし、交通機関を利用して通勤する職員の当該交通機関における算定基礎期間を通用期間とする定期券の価格を当該算定基礎期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは55,000円を限度として支給する (2)自動車など交通用具を使用して通勤する職員 通勤距離に応じて2,000円～31,600円 (3)交通機関などと交通用具を併用して通勤する職員 (1)と(2)の合計額。ただし、55,000円を限度として支給する	同	なし	651,041千円	82,651円
管理職手当	(1)技術統括監等 130,300円	異	・担当部長 ・高等学校	595,881千円	731,143円

	(2) 部長等 104,200円 (3) 担当部長 99,100円 (4) 参与等 94,000円 (5) 次長等 82,200円 (6) 本庁課長等 77,400円 (7) 副参事 66,400円 (8) 区課長等 62,300円 (9) 専門監 51,900円 (10) 本庁課長補佐等 49,600円 (11) 区課長補佐等 46,300円 (12) 高等学校長 72,800円 (13) 高等学校副校長 52,900円 (14) 高等学校教頭 44,100円 (15) 小・中学校校長 52,600～70,100円 (16) 小・中学校教頭 43,700～52,500円		教育職 ・小・中学校教育職		
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給する	同	なし	324,487千円	492,393円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合、勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給する	同	なし	97,620千円	127,275円

5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区分		給料月額等		
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	市長	1,277,000円	1,599,000円 / 500,000円	
	副市長	928,000円	1,285,000円 / 841,500円	
議員報酬	議長	803,000円	1,179,000円 / 779,000円	
	副議長	717,000円	1,061,000円 / 703,000円	
	議員	648,000円	953,000円 / 648,000円	
期末手当	市長 副市長	(2年度支給割合) 4.685月分		
	議長 副議長 議員	(2年度支給割合) 4.685月分		
退職手当	市長	(算定方式) 定額	(1期の手当額) 20,000,000円	(支給時期) 任期ごと
	副市長	定額	10,000,000円	任期ごと
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

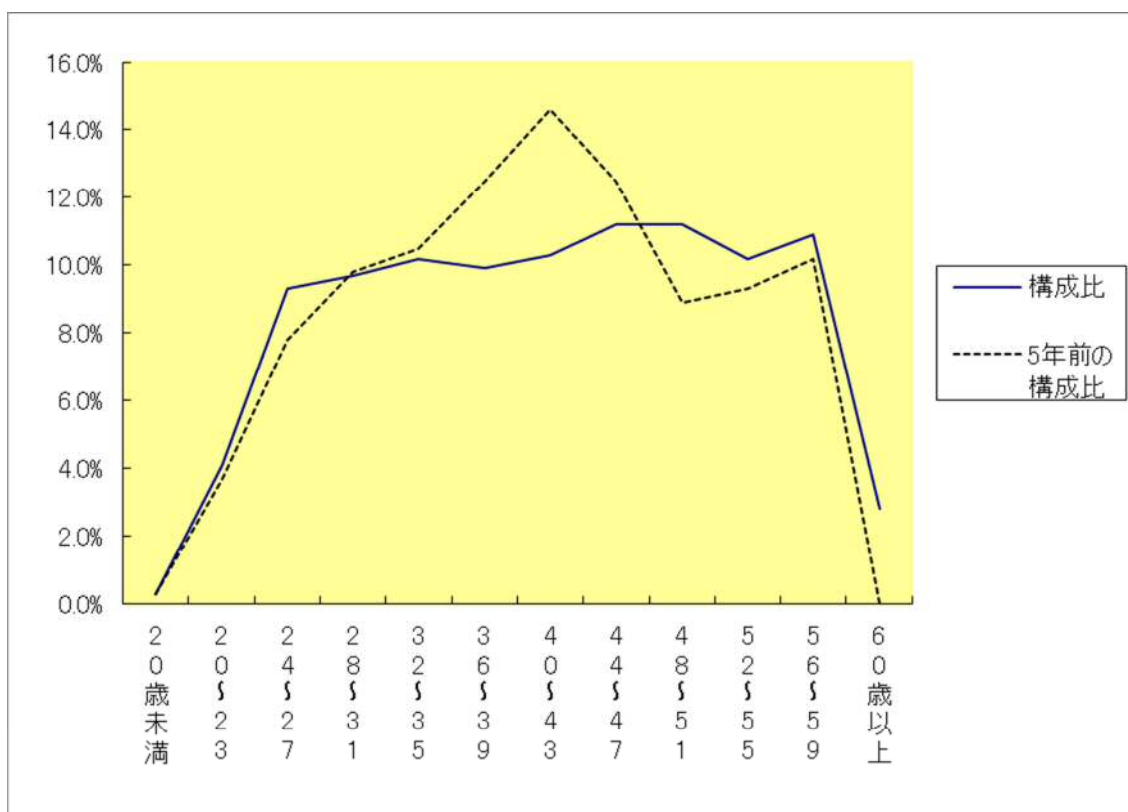
(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令 和 2 年	令 和 3 年	令 和 2 年	令 和 3 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	21	21	0	国勢調査の終了、児童福祉相談業務や河川法改正に伴う河川点検業務の強化など	
		総務企画	717	709	△ 8		
		税務	230	231	1		
		民生	750	758	8		
		衛生	579	578	△ 1		
労働		9	9	0			
農林水産		116	116	0			
商工		71	72	1			
土木	504	510	6				
	計	2,997	3,004	7	<参考> 人口1万当たり職員数 37.55人 (類似団体の人口1万当たり職員数 45.90人)		
	教育部門	4,442	4,774	332	臨時講師が対象に追加されたことによる増等		
	消防部門	890	886	△ 4			
	小 計	8,329	8,664	335	<参考> 人口1万当たり職員数 108.30人 (類似団体の人口1万当たり職員数 112.80人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	63	58	△ 5			
	水 道	147	149	2			
	下 水 道	99	95	△ 4			
	そ の 他	157	157	0			
	小 計	466	459	△ 7			
合 計		8,795 [9,138]	9,123 [9,126]	328 [△ 12]	<参考> 人口1万当たり職員数 114.04人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	23人	370人	847人	883人	932人	905人	937人	1,021人	1,023人	930人	995人	257人	9,123人



(3) 職員数の推移

部門別	28年	29年	30年	31年	2年	3年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	3,102人	3,085人	3,066人	3,020人	2,997人	3,004人	△98人 (△3.2%)
教育	888人	4,431人	4,437人	4,431人	4,442人	4,774人	3,886人 (437.6%)
消防	889人	889人	888人	891人	890人	886人	△3人 (△0.3%)
普通会計計	4,879人	8,405人	8,391人	8,342人	8,329人	8,664人	3,785人 (77.6%)
公営企業等会計計	505人	492人	490人	484人	466人	459人	△46人 (△9.1%)
総合計	5,384人	8,897人	8,881人	8,826人	8,795人	9,123人	3,739人 (69.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に占 める職員給与費比率
2年度	千円 11,316,806	千円 401,077	千円 1,187,183	% 10.5	% 5.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 313,179千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 167	千円 650,267	千円 99,943	千円 261,816	千円 1,012,026	千円 6,060	6,587千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	50.2歳	347,735円	507,027円
政令指定都市平均	46.2歳	361,241円	548,236円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		浜松市（企業職除く）	
1人当たり平均支給額（2年度） 1,567千円		1人当たり平均支給額（2年度） 1,767千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.9月分 (1.4)月分 (0.9)月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.9月分 (1.4)月分 (0.9)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

水道事業			浜松市（企業職除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	— 千円	20,404千円	1人当たり平均支給額	2,323千円	22,232千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		20,597千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		123,335円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
浜松市	3.0%	167人	3.0%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）				3,379千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）				29,383円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）				68.8%
手当の種類（手当数）				5種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（平成2年度決算）	左記職員に対する支給単価
調査収納手当	お客さまサービス課に勤務する職員	(1)お客さまサービス課に勤務する職員が水道料金の調査又は滞納整理等の業務に従事したとき(次号の業務に従事したときを除く) (2)前号の職員が出張して水道料金等の滞納整理業務に従事したとき	450千円	(1)日額150円 (2)日額250円

有害物取扱 手当	浄水課に 勤務する 職員	職員が身体に有毒なガスの発生を伴う業務又は特に危険を有する薬品等を取り扱う業務に従事したとき	210千円	日額290円
交渉手当	支給対象業務に従事した職員	職員が出張して水道施設用地取得の業務、移転補償の業務、登記事務又は水道施設用地の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき	0千円	日額300円
特殊現場作業 手当	支給対象業務に従事した職員	(1) 指定する職員が正規の勤務時間外において、緊急呼び出しにより漏水処理並びに給水管及び配水管の維持業務に従事したとき (2) 職員が給水及び配水工事の現場作業に従事したとき (3) 職員が浄水施設の泥留池等の清掃に従事したとき (4) 職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督又は検査等の業務に従事したとき (当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合)	2,719千円	(1) 1回1,000円 (2) 日額470円 (3) 日額470円 (4) 日額220円 日額320円

災害応急作業手当	支給対象業務に従事した職員	職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある水道施設等の巡回監視又は当該施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき ① 巡回監視 ② 応急作業等	0千円	①日額600円 ②日額910円
----------	---------------	--	-----	--------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	22,670千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	152千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	(1)子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 (2)子以外の扶養親族 6,500円 行政職8級相当 3,500円 ※9級相当支給なし	同	なし	23,216千円	263,818円
住居手当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて算出した額。ただし、25,700円限度	同	なし	6,922千円	288,417円
通勤手当	(1)交通機関などを利用して通勤する職員 運賃等相当額。ただし、交通機関を利用して通勤する職員の当該交通機関における算定基礎期間を通用期間とする定期券の価格を当該算定基礎期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは55,000円を限度として支給する (2)自動車など交通用具を使用して通勤する職員通勤距離に応じて2,000円～31,600円 (3)交通機関などと交通用具を併用して通勤する職員 (1)と(2)の合計額。ただし、55,000円を限度として支給する	同	なし	10,127千円	71,823円
管理職手当	(1)参与 94,000円 (2)次長 82,200円 (3)参事、課長及び担当課長 77,400円 (4)副参事 66,400円 (5)専門監 51,900円 (6)課長補佐 49,600円 (7)上下水道室長 46,300円	同	なし	13,033千円	724,056円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占 める職員給 与費比率 B/A	(参考) 元年度の総費用に 占める職員給与 比率
2年度	千円 18,695,930	千円 2,107,203	千円 476,637	% 2.5	% 1.8

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 346,860千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)指定都市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
2年度	人 109	千円 414,855	千円 54,632	千円 168,762	千円 638,249	千円 5,855	千円 6,604

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
下水道事業	47.6歳	329,804円	487,958円
政令指定都市平均	45.5歳	358,166円	548,876円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業	浜松市（企業職除く）
1人当たり平均支給額（2年度） 1,548千円	1人当たり平均支給額（2年度） 1,767千円
(2年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.9月分 (1.4)月分 (0.9)月分	(2年度支給割合) 期末手当 2.5月分 勤勉手当 1.9月分 (1.4)月分 (0.9)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

下水道事業			浜松市（企業職除く）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～45%）			定年前早期退職特例措置（2～45%加算）		
1人当たり平均支給額	— 千円	20,462千円	1人当たり平均支給額	2,323千円	22,232千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		13,052千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		119,743円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
浜松市	3.0%	109人	3.0%

エ 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		2,073千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		74,036円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		25.7%		
手当の種類（手当数）		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（2年度決算）	左記職員に対する支給単価
不快手当	下水道施設課に勤務する職員	(1)浄化センター及びポンプ場に勤務する職員が次の現場作業等に従事したとき ア 設備保守 イ しさのかき取り、汚泥処理等	1,574千円	ア 日額750円 イ 日額1,050円
	下水道工事課に勤務する職員	(2)職員が下水道管きよ又は公共ます等の清掃及び維持並びにし尿及びしさのかき取り作業に従事したとき		日額1,050円
	お客さまサービス課に勤務する職員	(3)職員が出張してし尿浄化槽の立入検査の業務に従事したとき		日額250円

調査収納手当	支給対象業務に従事した職員	(1)職員が下水道使用料又は受益者負担金の調査又は滞納整理等の業務に従事したとき(次号の業務に従事したときを除く。)	67千円	日額150円
		(2)前号の職員が出張して次に掲げる業務に従事したとき ア 下水道使用料及び受益者負担金の差押え、換価処分などの滞納処分 イ アの事務を除く滞納整理		ア 日額600円 イ 日額250円
有害物取扱手当	下水道施設課に勤務する職員	職員が身体に有害なガスの発生を伴う業務又は特に危険を有する薬品等を取り扱う業務に従事したとき	0千円	日額290円
交渉手当	支給対象業務に従事した職員	職員が出張して下水道施設用地取得の業務、移転補償の業務、登記事務又は下水道施設用地の境界指示の業務に伴う交渉に従事したとき	0千円	日額300円
特殊現場作業手当	支給対象業務に従事した職員	(1)指定する職員が正規の勤務時間外において、緊急呼び出しにより漏水処理並びに給水管及び配水管の維持業務等に従事したとき	432千円	1回1,000円
		(2)-1 職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う建築物等の工事監督又は検査等の業務に従事したとき (2)-2 当該作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われた場合		日額220円 日額320円

災害応急作業手当	支給対象業務に従事した職員	職員が、異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある水道施設及び下水道施設等の巡回監視又は当該施設等における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査（以下「応急作業等」という。）に従事したとき ① 巡回監視 ③ 応急作業等	0千円	日額600円 日額910円
----------	---------------	--	-----	------------------

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	6,406千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	63千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	(1)子 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 (2)子以外の扶養親族 6,500円 行政職8級相当 3,500円 ※9級相当支給なし	同	なし	13,476千円	236,421円
住居手当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃を支払っている職員 家賃の額に応じて算出した額。ただし、25,700円限度	同	なし	5,733千円	318,500円
通勤手当	(1)交通機関などを利用して通勤する職員 運賃等相当額。ただし、交通機関を利用して通勤する職員の当該交通機関における算定基礎期間を通用期間とする定期券の価格を当該算定基礎期間の月数で除して得た額が55,000円を超えるときは55,000円を限度として支給する (2)自動車など交通用具を使用して通勤する職員通勤距離に応じて2,000円～31,600円 (3)交通機関などと交通用具を併用して通勤する職員 (1)と(2)の合計額。ただし、55,000円を限度として支給する	同	なし	8,118千円	78,058円

管理職手当	(1) 参与 94,000円 (2) 次長 82,200円 (3) 参事、課長及び担当 課長 77,400円 (4) 副参事 66,400円 (5) 専門監 51,900円 (6) 課長補佐 49,600円 (7) 上下水道室長 46,30 0円	同	なし	5,774千円	824,857円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として 午後10時から翌日午前5 時までの間に勤務した 場合、勤務1時間あたり の給与額の25/100を支 給する	同	なし	0千円	0円